

岩手海区漁業調整委員会公示第 1 号

岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

岩手海区漁業調整委員会

会長 湊 謙

岩手海区漁業調整委員会規程の一部を改正する公示

岩手海区漁業調整委員会規程（昭和47年岩手海区漁業調整委員会公示第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
（職及び職務） 第 6 条 〔略〕 2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>職</th><th>職 務</th></tr><tr><td></td><td></td></tr><tr><td>主任主査</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr></table> 3 〔略〕	職	職 務			主任主査	〔略〕	〔略〕		（職及び職務） 第 6 条 〔略〕 2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を事務局の必要に応じて置くものとし、書記をもって充て、その職務は同表の右欄に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>職</th><th>職 務</th></tr><tr><td>技術専門幹</td><td><u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、事務局の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u></td></tr><tr><td>主任主査</td><td>〔略〕</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td></td></tr></table> 3 〔略〕	職	職 務	技術専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、事務局の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>	主任主査	〔略〕	〔略〕	
職	職 務																
主任主査	〔略〕																
〔略〕																	
職	職 務																
技術専門幹	<u>上司の命を受け、専門的な知識又は経験に基づき、職員への助言及び指導を行い、事務局の技術に関する特定事務を処理するとともに、その事務を総括整理する。</u>																
主任主査	〔略〕																
〔略〕																	
備考 改正部分は、下線の部分である。																	

附 則

この公示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。